

令和 2 年 4 月 7 日

私立認可保育園
保護者各位

板橋区子ども家庭部
保育サービス課長 佐藤 隆行
(公印省略)

緊急事態宣言発令に向けた私立認可保育園の対応について

日頃より板橋区の保育行政にご理解・ご協力を賜り、ありがとうございます。
さて、現在、東京都においては新型コロナウイルス感染者の爆発的な増加への懸念が続いている状況下であり、感染拡大をくいとめるため、令和 2 年 4 月 7 日に、国より「緊急事態宣言」の発令が見込まれております。感染拡大を防止するため、板橋区内に所在する私立認可保育園の対応を下記のとおりとさせていただきます。

記

- 1 上記宣言の趣旨に基づき、感染拡大防止を徹底するため、育児休業取得中、テレワーク、仕事を休めるなど、保護者様のいずれかが在宅のご家庭は、緊急事態宣言が発令されている期間内において、保育園へは登園しないでください。
医療従事者や、緊急事態下においても社会の機能を維持するため就業が必要なご家庭、ひとり親家庭で仕事をお休みするのが難しい方など、ご家庭での保育が特に困難な方については、個別に園にご相談ください。
なお、その場合においても、保育時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。
- 2 保育園の園児や保育者が新型コロナウイルスにり患した場合及び地域で感染が拡大している場合には、保育園を一定期間臨時休園とさせていただきます。
- 3 引き続きご家庭での保育にご協力いただき、登園をお休みした場合については、保育料を日割り計算により減額、同一月中に 1 日も登園しなかった場合は、全額免除いたします。手続きの詳細については、園からの案内のほか、板橋区ホームページ等に掲載いたしますので、合わせてご確認をお願いいたします。

今後の状況によっては、上記対応が変更となる場合がございます。

今後も安全な保育運営に努めてまいりますので、保護者様におかれましては、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(担当) 保育サービス課民間保育振興係
TEL 3 5 7 9 - 2 4 9 2